



令和３年１１月３０日

九州地方整備局

『令和３年度 秋季 九州・沖縄ブロック土木部長等会議』を開催しました

令和３年度の秋季九州・沖縄ブロック土木部長等会議を開催しましたのでお知らせします。

国土交通本省・九州地方整備局と内閣府沖縄総合事務局、九州各県・政令市の土木系の部長が一堂に会し、生産性向上や働き方改革の取り組みや発注者間の連携強化等について意見交換し、各機関の取組状況や方向性などの共有を行いました。

○開催日時：令和３年１１月１７日（水） １４：３０～１７：００

○開催場所：鹿児島県社会福祉センター（別館）

○主な議事：

議 題

- （１）防災・減災、国土強靱化等について
- （２）働き方改革と生産性向上について
- （３）盛土の総点検の進め方及び現在の状況について
- （４）令和４年度の共通目標について

○参考添付資料：会議資料

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局

住 所：福岡市博多区博多駅東２丁目１０番７号 福岡第二合同庁舎

電話番号：（０９２）４７１－６３３１（代表）

（０９２）４７６－３５４２（企画課直通）

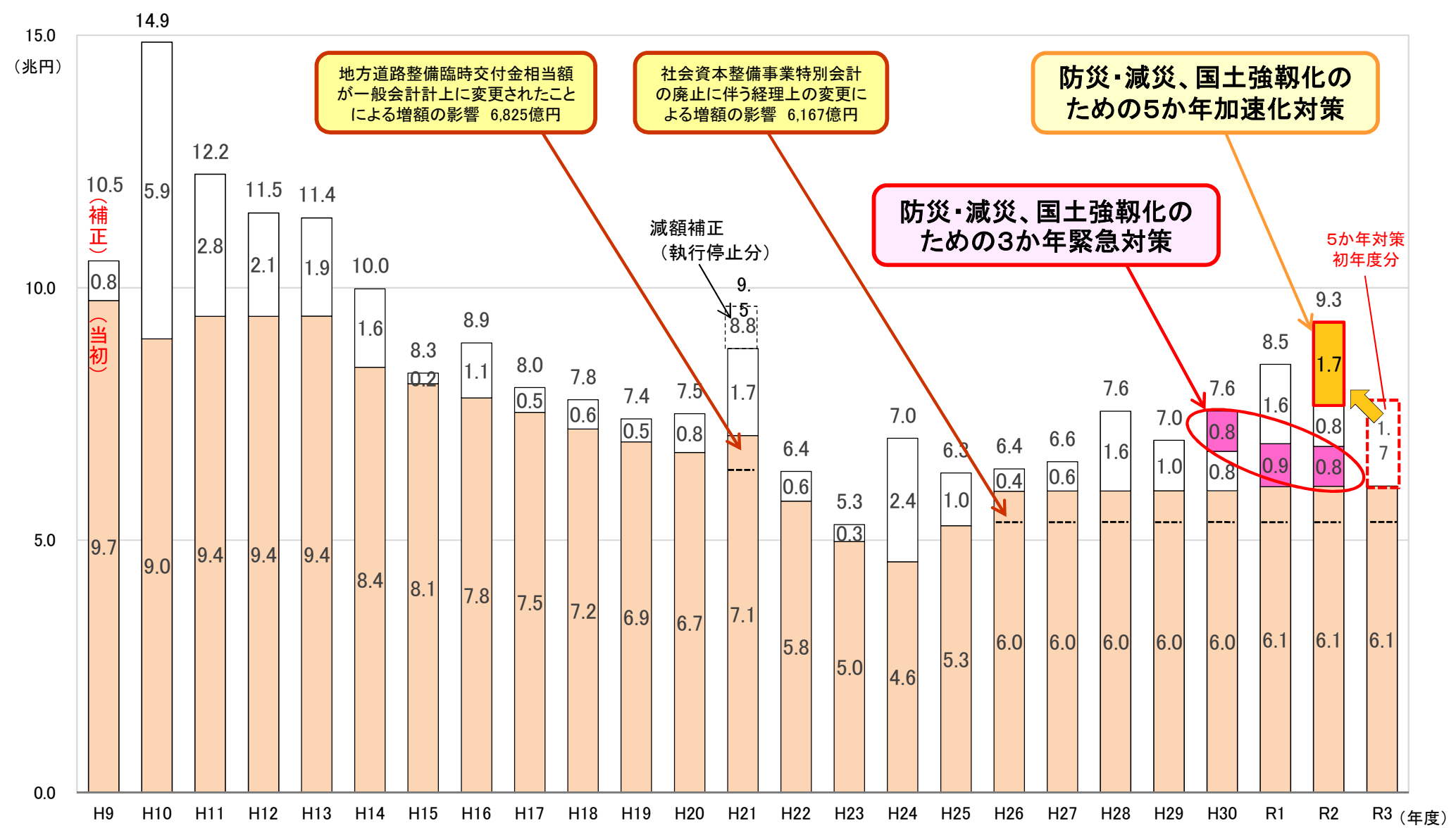
（０９２）４７６－３５４６（技術管理課直通）

企画部 企画課 建設専門官 遠山 修平 （内線：３１５６）

企画部 技術管理課 課長補佐 後田 浩二 （内線：３３１２）

1. 防災・減災、国土強靱化等について

令和3年11月
国土交通省大臣官房技術調査課
総合政策局公共事業企画調整課



※ 本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

※ 平成21年度予算については、特別会計に直入されていた地方道路整備臨時交付金相当額(6,825億円)が一般会計計上に変更されたことによる影響額を含む。

※ 平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。

※ 平成26年度予算については、社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う影響額(6,167億円)を含む。

※ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の初年度分は、令和2年度第3次補正予算により措置する。(「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」令和2年12月11日閣議決定)

新たな経済対策の策定について（内閣総理大臣指示）

令和三年十月八日（金）閣議
内閣総理大臣 発言要旨

一 新型コロナウイルスについては、足下で感染状況に落ち着きも見られますが、ここで樂觀視はできません。ワクチン接種、治療薬の普及を図るとともに、医療提供体制を確保しつつ、来年春までを視野に、人流抑制等の影響を受けた方々への経済支援を実施する必要があります。同時に、ワクチン接種証明等も活用しながら、通常に近い社会経済活動を一日も早く取り戻すことができるよう、取り組んでいくことが重要です。

二 「成長」を「分配」し、「分配」が「成長」につながる。こうした成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、安全・安心を確保した社会経済活動の再開支援とともに、ポストコロナ社会を見据えて未来社会を切り拓く成長戦略を推進することが必要です。あわせて、防災・減災、国土強靱化や安全保障の確保等を進め、国民の安全・安心を確保しなければなりません。

三 こうした課題に切れ目なく対応し、新型コロナウイルス対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による「新しい資本主義」を起動させるため、新たな経済対策を策定します。

四 経済対策の柱は、第一に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止です。ワクチン接種、治療薬の普及を図るとともに、病床・医療人材など医療提供体制を確保します。また、感染状況に応じて人流抑制をお願いする際、国民の皆様が来年春季までの見通しを持ち、安心感と納得感を持って協力いただけるよう、新型コロナウイルスの影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしを支援します。

五 第二に、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と危機管理の徹底です。電子的ワクチン接種証明等を活用して安全・安心を確保しながら社会経済活動の再開を図るとともに、ワクチン・治療薬の国内開発を含め、変異株を含む新たなリスクに対し万全の備えを講じます。

六 第三に、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動です。「科学技術立国」、「地方活性化」、「経済安全保障」、「子供・子育て、人への投資、働き方改革等」の四分野に予算、税制を大胆に重点化し、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を進めます。

七 第四に、国民の安全・安心の確保です。今夏の大雨による被害も踏まえ、防災・減災、国土強靱化を機動的・弾力的に進めてまいります。あわせて、変化する国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障をしっかりと確保します。

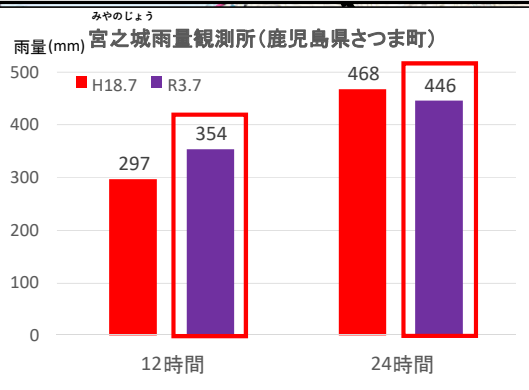
八 この経済対策は、目の前の新型コロナの困難を乗り越え、ポストコロナの未来を切り拓くことで、国民の皆様に安心と希望をお届けするためのものであり、それにふさわしい総合的かつ大胆な経済対策としたいと考えております。

九 経済財政政策担当大臣を中心に、与党とも十分連携して、具体的な施策の検討を進めていただきますようお願いいたします。そして、来るべき総選挙後、速やかに経済対策を決定して補正予算を提出いたします。その際、現下の低金利状況を活かし、財政投融资の手法を積極的に活用することとします。また、財政措置を伴うものについては、財務大臣と十分に内容を協議願います。

十 その間も、新型コロナの感染状況や、企業や暮らしに与える影響には十分に目配りを行い、必要な対策は、新型コロナ予備費なども活用して、柔軟に行ってまいります。

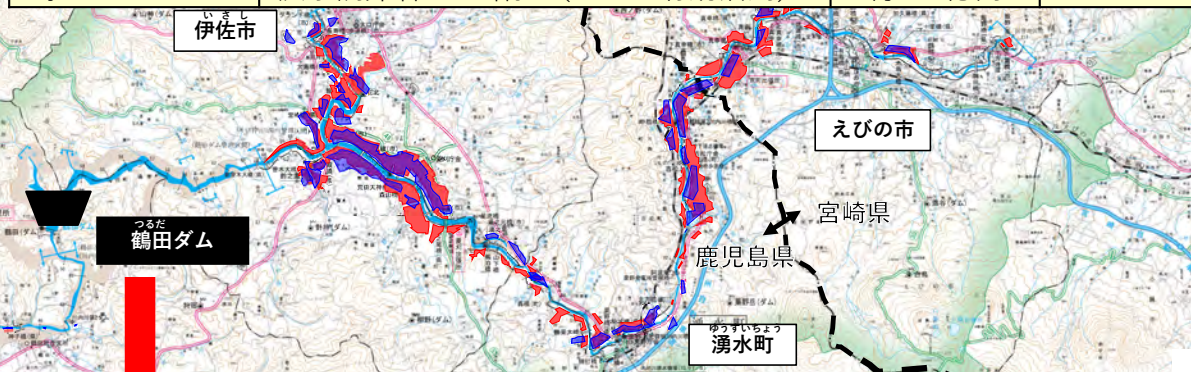
川内川流域の河川改修(築堤、河道掘削等)と鶴田ダムの洪水調節容量の増強により洪水被害を大幅に軽減(国土交通省)①

- 令和3年7月の降雨は、戦後最大の被害をもたらした平成18年7月洪水時の雨量に匹敵。平成18年7月洪水を受け実施した3か年緊急対策等(築堤、河道掘削等)により、今回の降雨では川内川本川の氾濫による被害を防止。
- 一方、県管理区間の氾濫や内水氾濫による被害は甚大であり、早期復旧及び流域治水の観点から、更なる国土強靱化が必要。



川内川流域における国土強靱化関係の主な事業 … 事業費 計 約1,187億円

主な事業	対策内容	事業費	対策期間
激特事業	築堤、河道掘削、分水路整備	約375億円	H18～H23
3か年緊急対策	築堤、河道掘削	約101億円	H30～R2
鶴田ダム	洪水調節容量の増強(ダムの有効活用)	約711億円	H19～H30

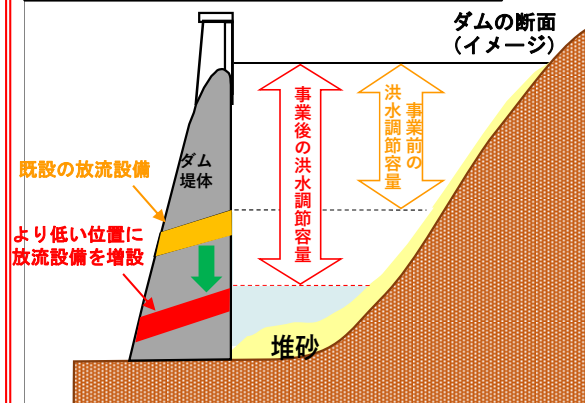


国土強靱化関係事業による効果

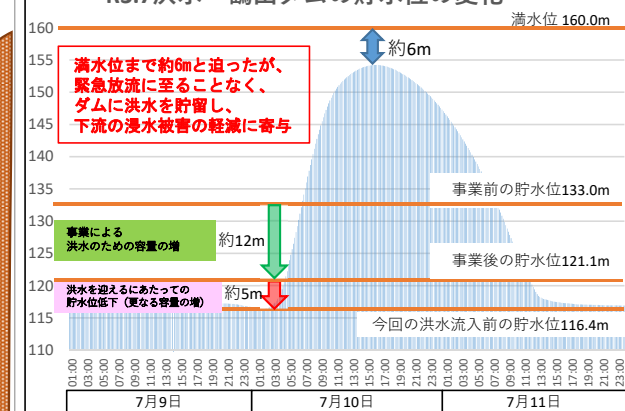
洪水時期	浸水面積	浸水家屋	死者数	被害額
H18.7	約2,800ha	約2,350戸	2名	約378.5億円
R3.7	約1,260ha※	約140戸※	0名	水害統計調査において確定

※8/24時点自治体聞き取り

鶴田ダムの洪水調節容量の増強(H30.10完)



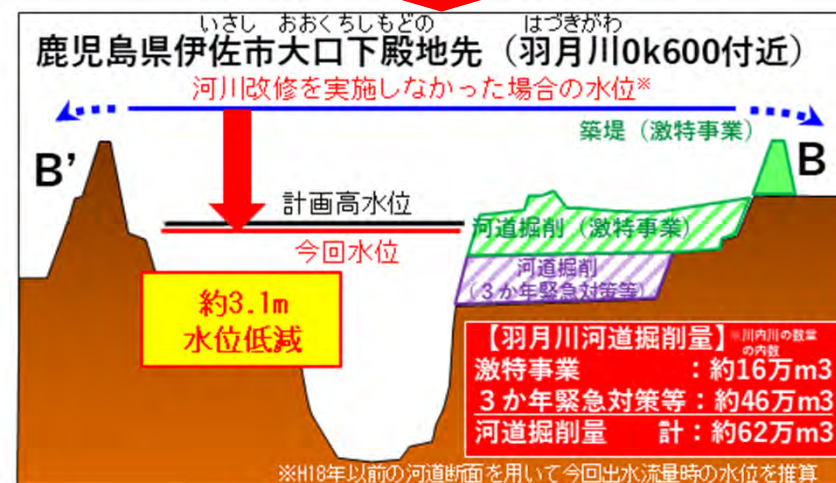
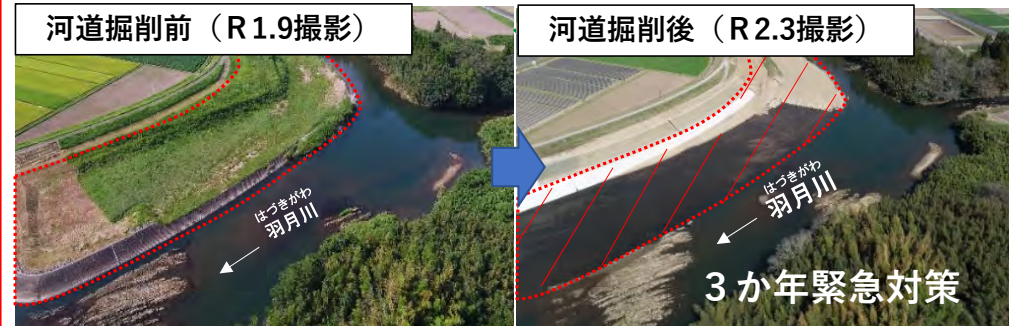
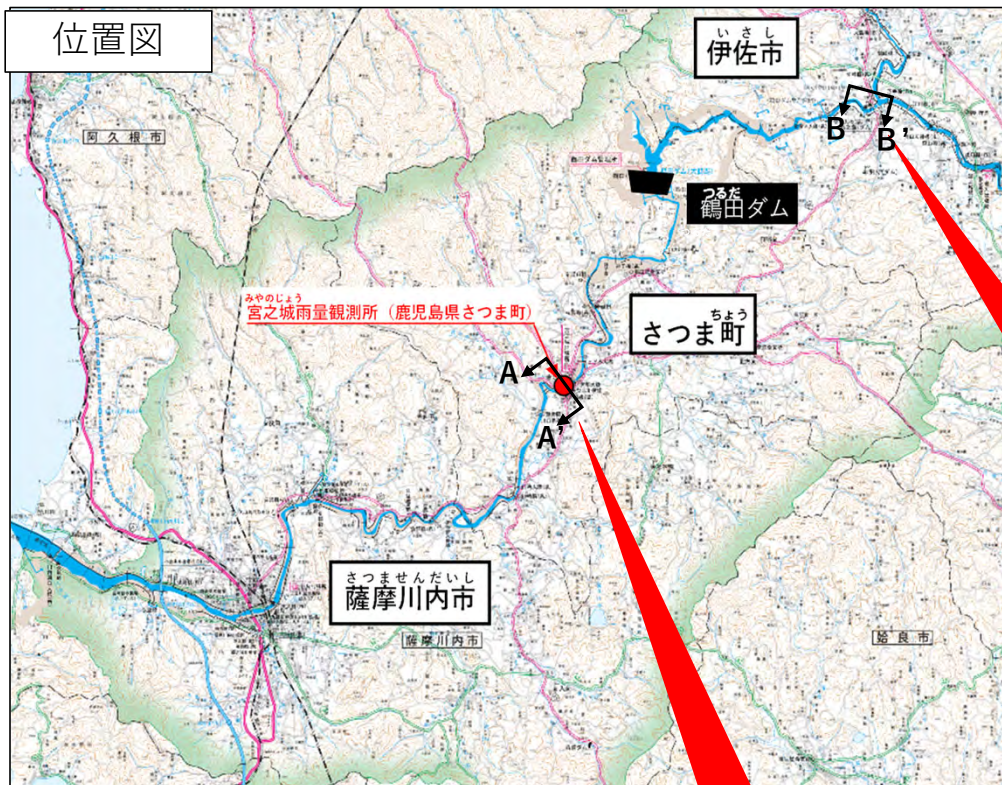
R3.7洪水 鶴田ダムの貯水位の変化



凡例

- 実績浸水範囲(戦後最大のH18.7洪水)
- 実績浸水範囲(R3.7洪水)

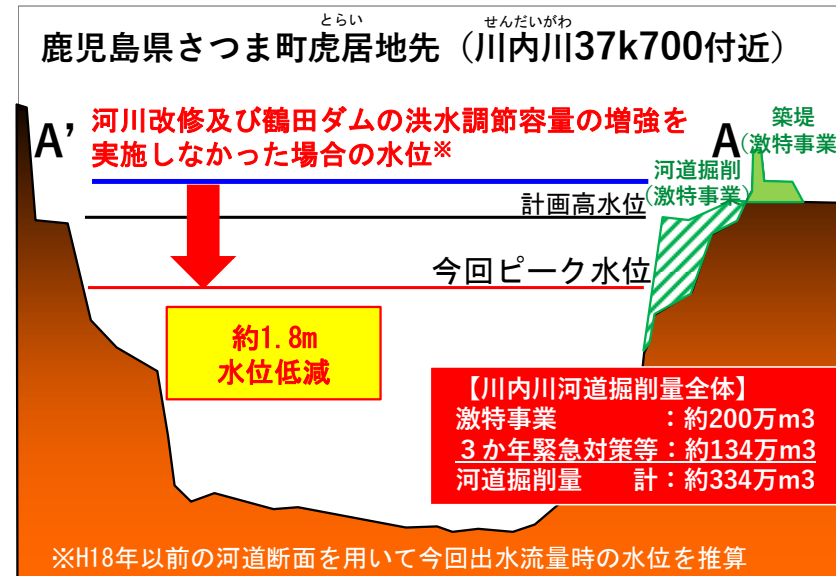
川内川流域の河川改修(築堤、河道掘削等)と鶴田ダムの洪水調節容量の増強により洪水被害を大幅に軽減(国土交通省)②



激特事業で実施した分水路整備

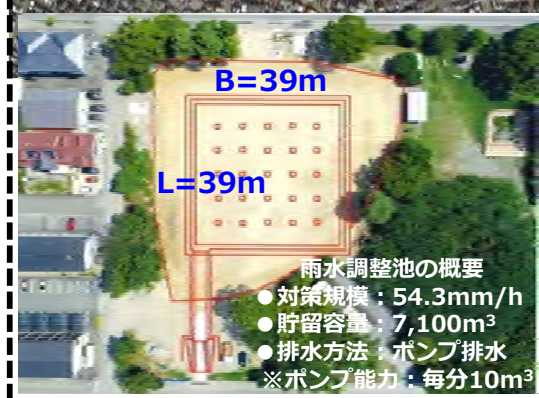


鹿児島県さつま町虎居地先(川内川37k700付近)



地下雨水調整池の整備により浸水被害を防止(熊本県八代市)

- 八代市の古閑排水区においては、平成24年7月の豪雨(時間最大雨量73.0mm)により**50haに及ぶ浸水被害**が発生。
- 八代市は、**5年確率54.3 mm/h**の計画降雨に対応した雨水調整池を、3か年緊急対策の予算を活用し、北部中央公園の地下に整備。熊本県内初の雨水地下調整池として令和3年7月より供用開始。
- 令和3年8月13日の豪雨(時間最大雨量53.5mm)では、**供用開始直後の地下雨水調整池の効果**により、**浸水被害の発生を防止**。



3 年緊急対策

【令和3年8月の大雨で効果を発揮した事例】

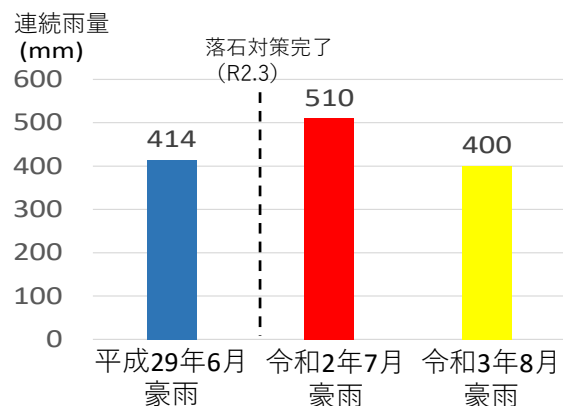
道路法面对策の実施により土砂災害を未然に防止し、交通機能を確保(国土交通省)

- 3 か年緊急対策により、平成29年6月の豪雨で落石が発生した箇所近接し、落石の危険性の高い箇所において、落石防止網の設置やモルタル吹きつけ等の対策を実施。
- 令和2年7月豪雨では平成29年を上回る連続雨量510mmを観測し、令和3年8月の豪雨では連続雨量400mm（平成29年と同程度）の降雨を観測したが、大雨による変状はなく、落石被害を未然に防止し、通行止めを回避。

【位置図】

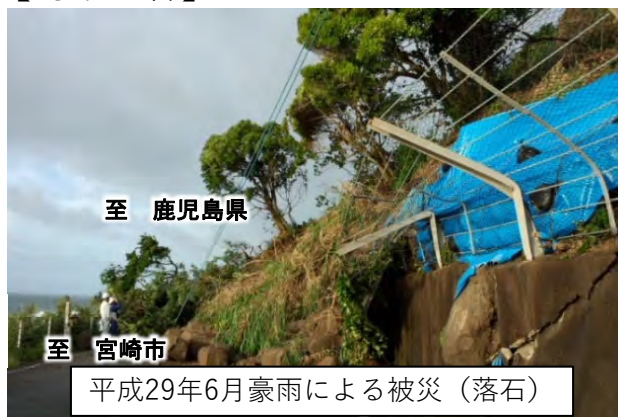


【連続雨量の比較】



<参考：時間最大雨量> H29.6 : 23.5mm/h
R2.7 : 29.5mm/h
R3.8 : 36.5mm/h

【対策内容】

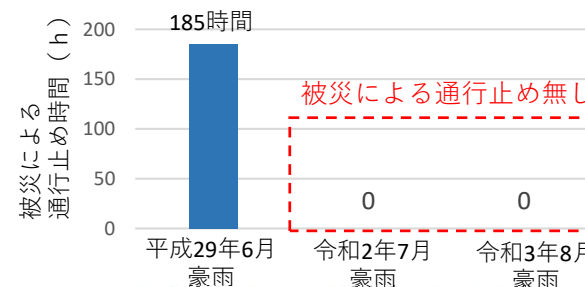


【概要】

路線	対策内容	事業費	対策期間
国道220号	モルタル吹付工 落石防止網工	約12億円※	H30～R1

※宮崎県 国道220号 維持管理における、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策事業費（法面・盛土）の総額

【宮崎県内国道220号通行止め状況】



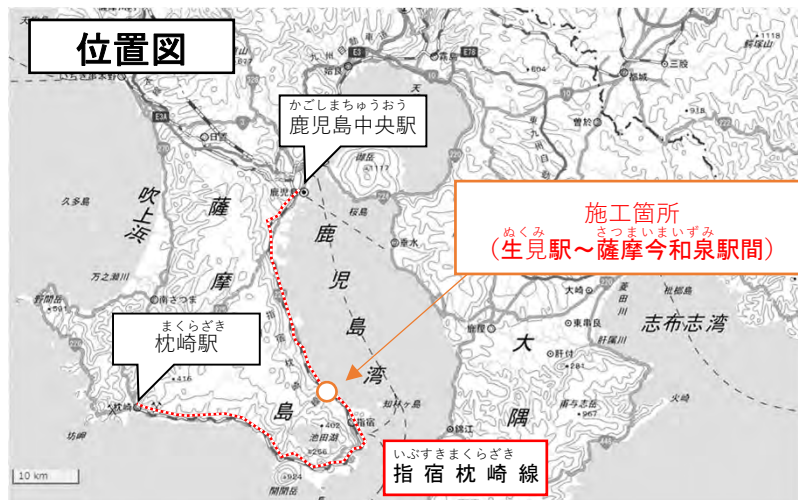
【作成：国土交通省】

3 か年緊急対策

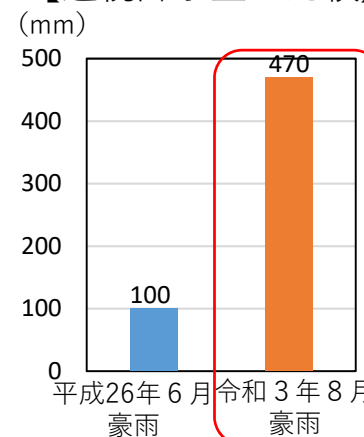
【令和 3 年 8 月の大雨で効果を発揮した事例】

線路脇の法面对策実施により土砂災害を未然に防止し、交通機能を確保(九州旅客鉄道(株))

- 3 か年緊急対策に基づき、平成 2 6 年 6 月豪雨による被災箇所周辺の斜面について、法面对策を実施。
- 令和 3 年 8 月の大雨では、平成 2 6 年豪雨を大きく上回る総降水量470mmを観測したが、法面崩落による鉄道施設の被害を未然に防止し、早期の運転再開を実現。



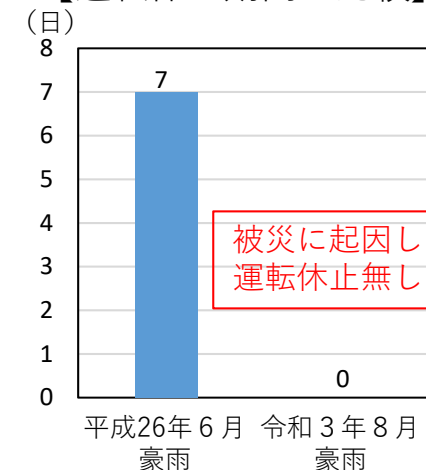
【連続降水量の比較】



	対策内容	事業費	対策期間
JR九州 指宿枕崎線	法面工	約 9 百万円	R2

令和 3 年 8 月豪雨では、鉄道施設の被害を未然に防止

【運転休止期間の比較】



被災に起因した
運転休止無し



線路脇の斜面が崩壊し、列車が脱線
(平成 2 6 年 6 月豪雨)



法面对策を実施した結果、被害なし
(令和 3 年 8 月豪雨)

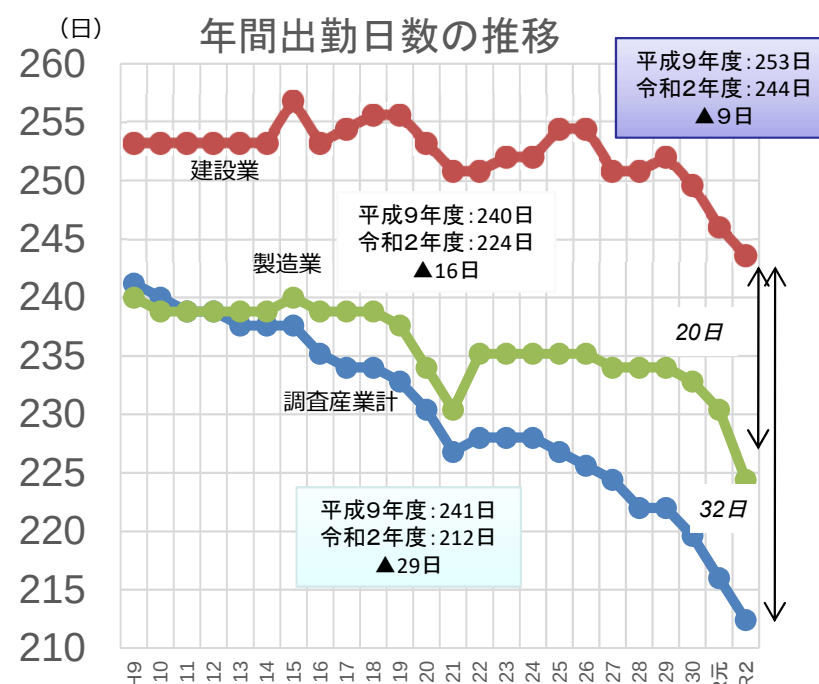
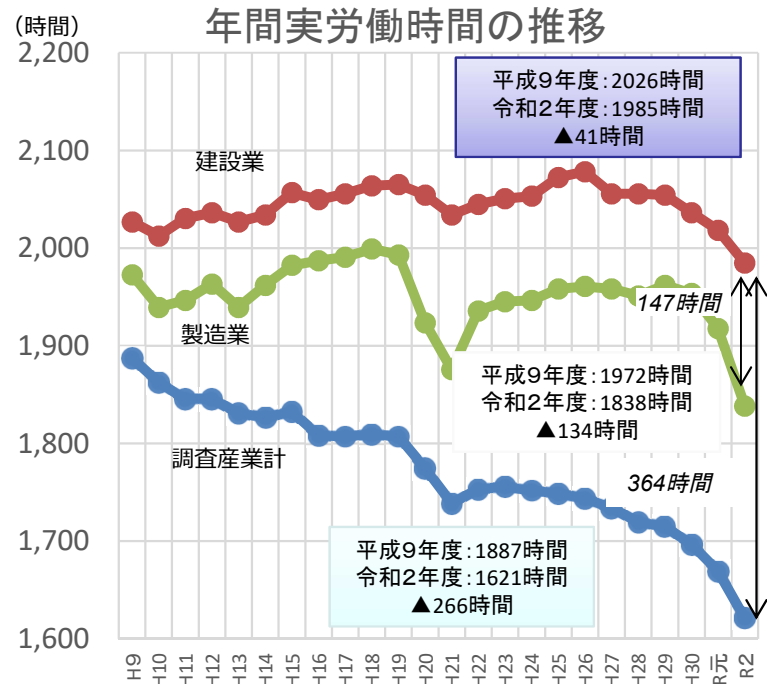
【作成：国土交通省】

2. 働き方改革・生産性向上について

令和3年11月
国土交通省大臣官房技術調査課

働き方改革について

建設産業における働き方の現状



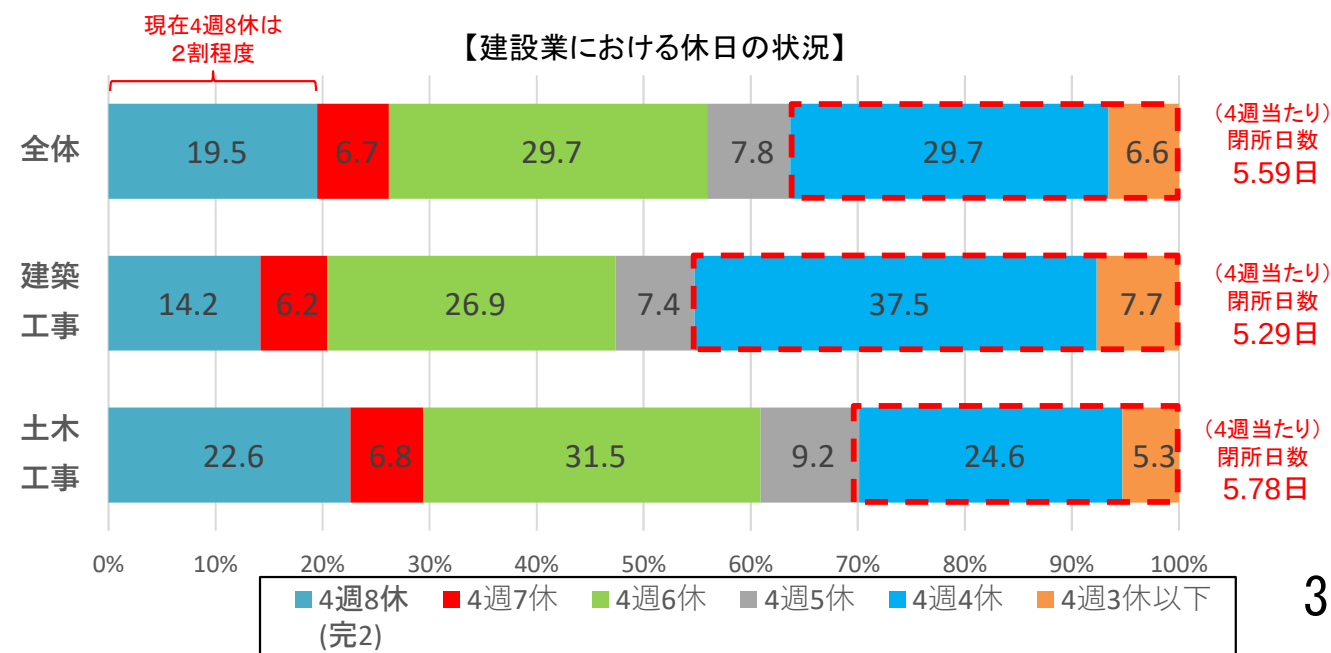
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて360時間以上(約2割)長い。また、10年程前と比べて、全産業では約266時間減少しているものの、建設業は約40時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より
国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成



【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(地域ブロック単位※)

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

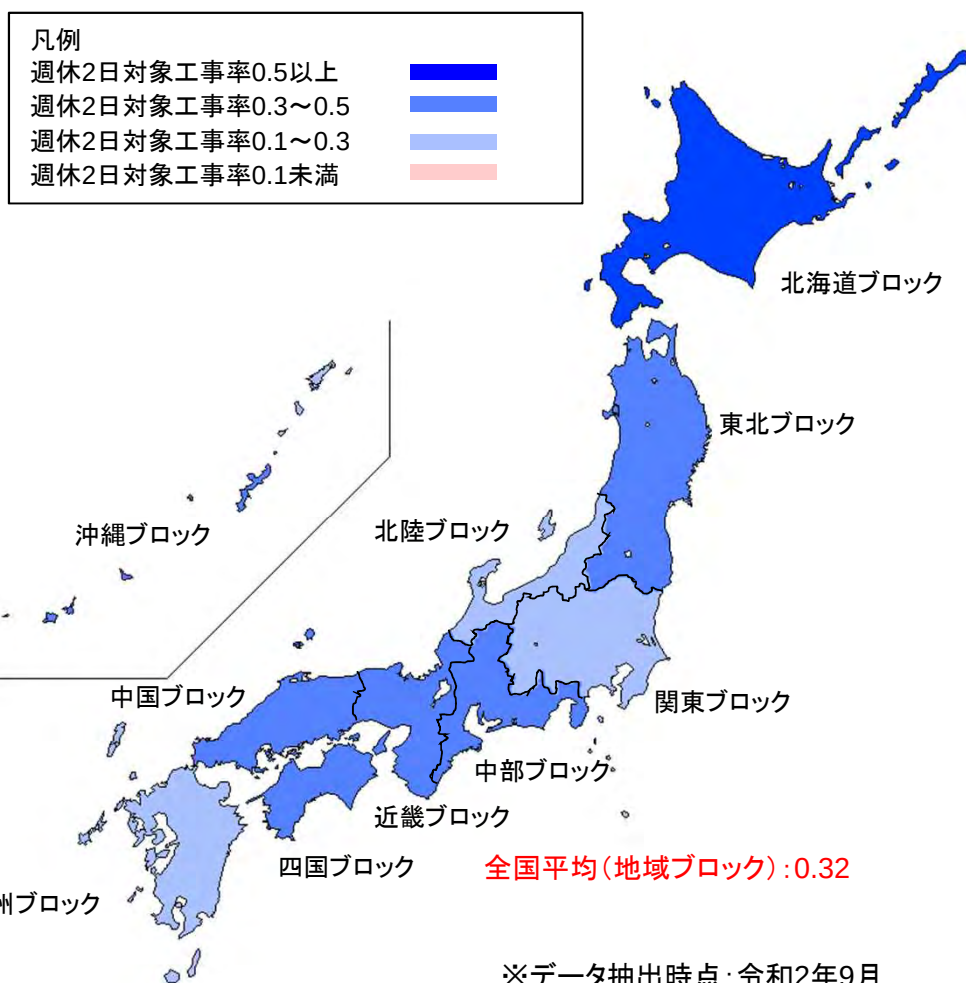
※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

週休2日対象工事件数:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 :対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 :当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事設定割合の基準値(R1)



■基準値(R1)と目標値(R6)

地域ブロック	週休2日対象工事設定割合	対象範囲
北海道	0.61 ⇒ 0.80	北海道
東北	0.35 ⇒ 0.75	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26 ⇒ 0.80	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23 ⇒ 0.55	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43 ⇒ 0.70	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30 ⇒ 1.00	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32 ⇒ 1.00	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39 ⇒ 1.00	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州	0.26 ⇒ 0.90	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39 ⇒ 0.80	沖縄県

※データ抽出時点:令和2年9月

※目標値は令和6年度末時点の値とする

【工事】週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)(県域単位※)

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を
足し合わせて算出

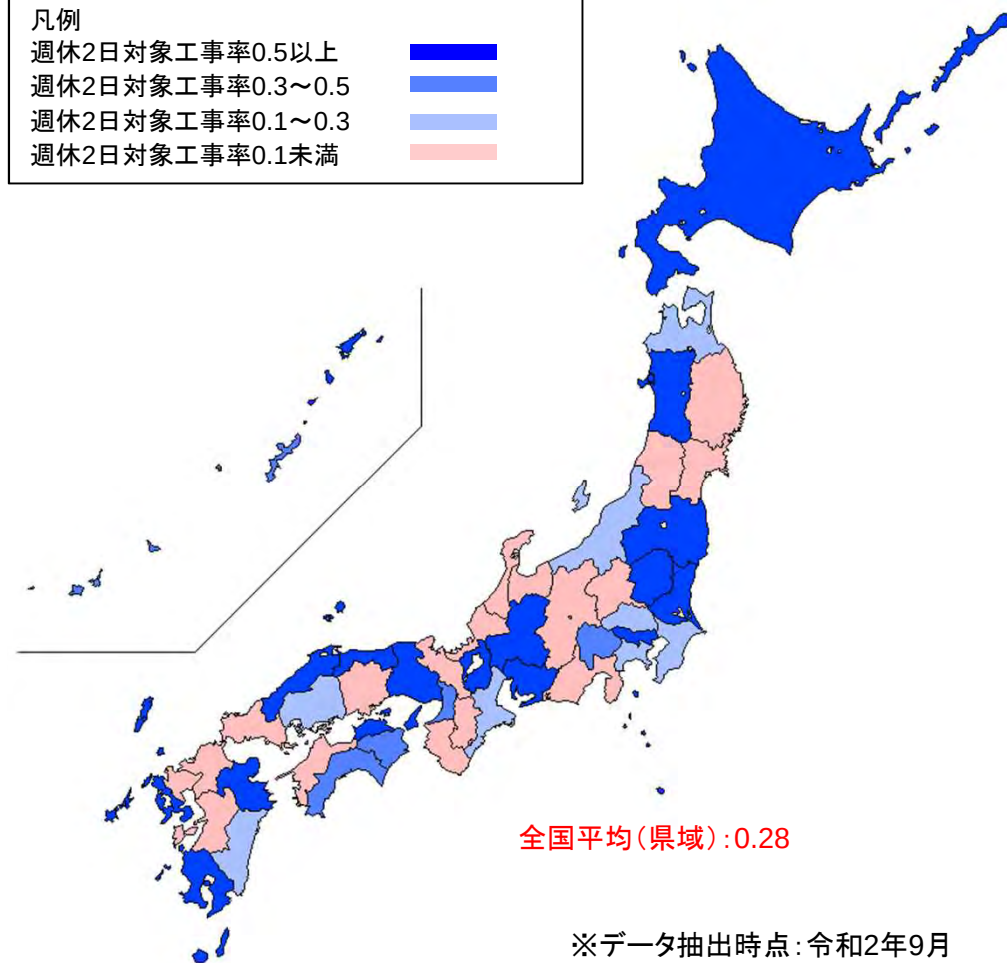
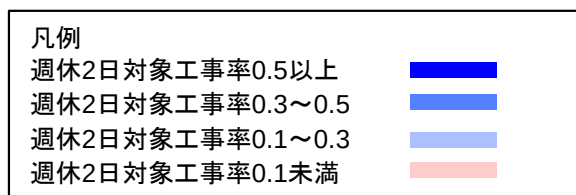
週休2日対象工事件数:週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の
確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 :対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 :当該年度(4月1日～3月31日)とする。

■週休2日対象工事設定割合の基準値(R1)

■基準値(R1)と目標値(R6)



※データ抽出時点:令和2年9月

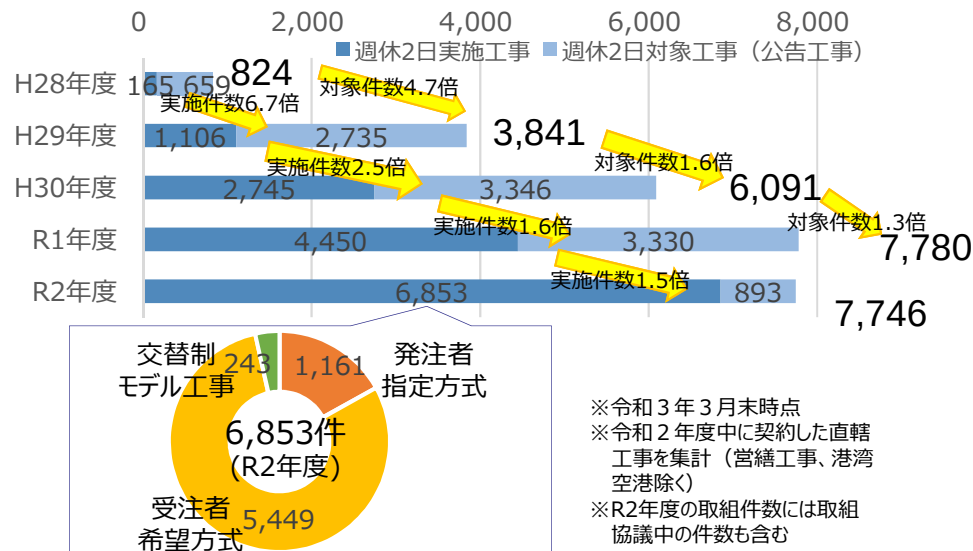
地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合	地域	週休2日対象 工事設定割合
北海道	0.58 ⇒ 0.75	石川県	0.09 ⇒ 0.50	岡山県	0.01 ⇒ 1.00
青森県	0.21 ⇒ 0.80	福井県	0.03 ⇒ 1.00	広島県	0.27 ⇒ 1.00
岩手県	0.02 ⇒ 0.70	山梨県	0.37 ⇒ 0.75	山口県	0.03 ⇒ 1.00
宮城県	0.02 ⇒ 0.70	長野県	0.01 ⇒ 0.75	徳島県	0.47 ⇒ 1.00
秋田県	0.69 ⇒ 0.80	岐阜県	0.67 ⇒ 0.70	香川県	0.83 ⇒ 1.00
山形県	0.09 ⇒ 0.80	静岡県	0.03 ⇒ 0.70	愛媛県	0.01 ⇒ 1.00
福島県	0.61 ⇒ 0.80	愛知県	0.65 ⇒ 0.70	高知県	0.40 ⇒ 1.00
茨城県	0.52 ⇒ 0.75	三重県	0.22 ⇒ 0.70	福岡県	0.05 ⇒ 0.90
栃木県	0.66 ⇒ 0.75	滋賀県	0.83 ⇒ 1.00	佐賀県	0.06 ⇒ 0.90
群馬県	0.02 ⇒ 0.75	京都府	0.09 ⇒ 1.00	長崎県	0.38 ⇒ 0.90
埼玉県	0.14 ⇒ 0.75	大阪府	0.36 ⇒ 1.00	熊本県	0.06 ⇒ 0.90
千葉県	0.21 ⇒ 0.75	兵庫県	0.71 ⇒ 1.00	大分県	0.69 ⇒ 0.90
東京都	0.61 ⇒ 0.75	奈良県	0.05 ⇒ 1.00	宮崎県	0.17 ⇒ 0.90
神奈川県	0.13 ⇒ 0.75	和歌山県	0.05 ⇒ 1.00	鹿児島県	0.52 ⇒ 0.90
新潟県	0.29 ⇒ 0.50	鳥取県	0.94 ⇒ 1.00	沖縄県	0.34 ⇒ 0.80
富山県	0.05 ⇒ 0.50	島根県	0.74 ⇒ 1.00		

※目標値は令和6年度末時点の値とする

週休2日対象工事

- 直轄工事においては、週休2日を確保できるよう、適正な工期設定や経費補正を実施。
- R6年4月から、建設業においても罰則付きの時間外労働規制が適用されることを踏まえ、計画的に週休2日を推進。

週休2日工事の実施状況（直轄）



	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
公告件数 (取組件数)	824 (165)	3,841 (1,106)	6,091 (2,745)	7,780 (4,450)	7,746 (6,853)
実施率	20.0%	28.7%	45.0%	57.1%	88.5%

週休2日工事の実施状況（都道府県・政令市(計67団体)）

- H29年度：実施済39団体
- H30年度：実施済56団体
- R1年度：実施済66団体
- R2年度：実施済67団体

週休2日の推進に向けた取組（直轄）

■ 週休2日の実施に伴う必要経費を計上

- 平成29年度より共通仮設費、現場管理費、平成30年度より労務費、機械経費（賃料）について、現場閉所の状況に応じて補正係数を乗じ、必要経費を計上。
- R3年度は、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費の補正係数を引き続き継続。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費(賃料)*	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率*	1.02	1.03	1.04
現場管理費率*	1.03	1.04	1.06

*週休2日の実施により、現状より工期が長くなることに伴う必要経費に関する補正

■ 週休2日交替制モデル工事の試行

- R1年度より、現場閉所が困難な維持工事等において、工事従事者が交替で週休2日を確保するモデル工事を試行。達成状況に応じて労務費を補正。
- R3年度より、交替制モデル工事における週休2日の実現に向けた環境整備として、新たに現場管理費の補正係数を設定。

休日率	4週6休以上 7休未満	4週7休以上 8休未満	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費	1.01	1.02	1.03

■ 工事成績評定による加点

4週8休を実施した工事について、「工程管理」の項目において加点評価

- 直轄工事においては、R6年4月の時間外労働規制の適用に先駆け、R5年度には原則として全ての工事で発注者指定方式により週休2日を確保することを目指して取組を順次拡大。

生産性向上について

ICTの全面的な活用 (ICT施工)

- 調査・測量、設計、施工、検査等のあらゆる建設生産プロセスにおいてICTを全面的に活用。
- 3次元データを活用するための15の新基準や積算基準を整備。
- 国の大規模土工は、発注者の指定でICTを活用。中小規模土工についても、受注者の希望でICT土工を実施可能。
- 全てのICT土工で、必要な費用の計上、工事成績評点で加点評価。

【建設現場におけるICT活用事例】

《3次元測量》



ドローン等を活用し、調査日数を削減

《3次元データ設計図》



3次元測量点群データと設計図面との差分から、施工量を自動算出

《ICT建機による施工》



3次元設計データ等により、ICT建設機械を自動制御し、建設現場のICT化を実現。

全体最適の導入 (コンクリート工の規格の標準化等)

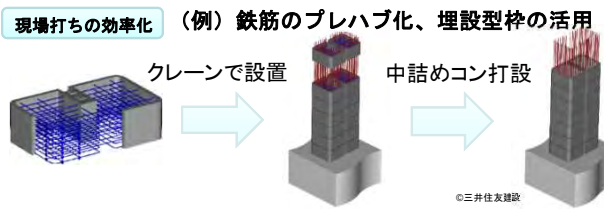
- 設計、発注、材料の調達、加工、組立等の一連の生産工程や、維持管理を含めたプロセス全体の最適化を図られるよう、**全体最適の考え方を導入**し、サプライチェーンの効率化、生産性向上を目指す。
- H28は機械式鉄筋定着および流動性を高めたコンクリートの活用についてガイドラインを策定。
- 部材の規格(サイズ等)の標準化により、プレキャスト製品やプレハブ鉄筋などの工場製作を進め、コスト削減、生産性の向上を目指す。

規格の標準化

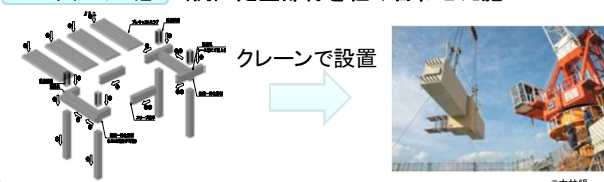
全体最適設計

工程改善

コンクリート工の生産性向上のための3要素

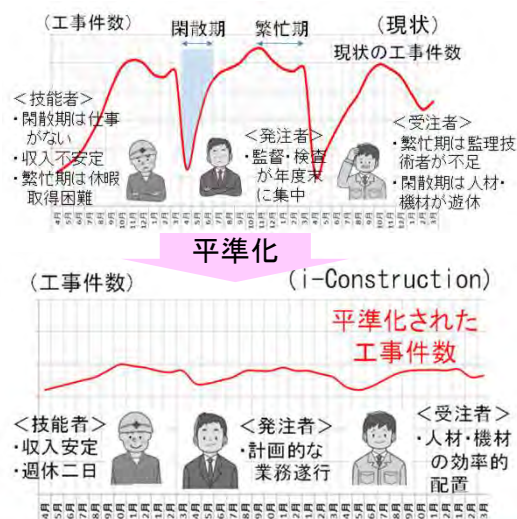
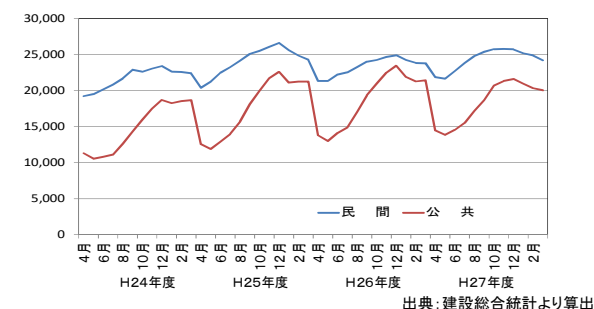


プレキャストの進 (例) 定型部材を組み合わせた施工



施工時期の平準化等

- 公共工事は第1四半期(4～6月)に工事量が少なく、偏りが激しい。
- 適正な工期を確保するための**2か年国債を設定**。H29当初予算において**ゼロ国債を初めて設定**。



- 直轄土木工事のICT施工の公告件数、実施件数とも増加しており、2020年度は公告件数の約8割で実施。
- 都道府県・政令市におけるICT土工の公告件数は倍増しており、実施件数も増加している。

<ICT施工の実施状況>

単位：件

工種	2016年度 [平成28年度]		2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]	
	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土 工	1, 625	584	1, 952	815	1, 675	960	2, 246	1, 799	2, 420	1, 994
舗装工	—	—	201	79	203	80	340	233	543	342
浚渫工(港湾)	—	—	28	24	62	57	63	57	64	63
浚渫工(河川)	—	—	—	—	8	8	39	34	28	28
地盤改良工	—	—	—	—	—	—	22	9	151	123
合計	1, 625	584	2, 175	912	1, 947	1, 104	2, 397	1, 890	2, 942	2, 396
実施率	36%		42%		57%		79%		81%	

※「実施件数」は、契約済工事におけるICTの取組予定(協議中)を含む件数を集計。
 ※複数工種を含む工事が存在するため、合計欄には重複を除いた工事件数を記載。
 ※営繕工事を除く。

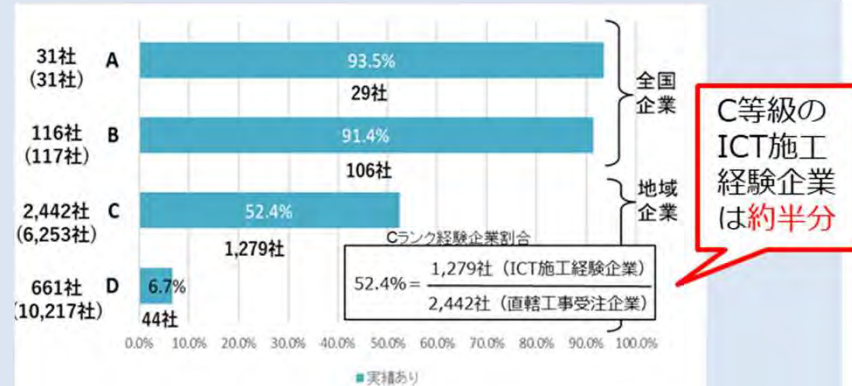
<都道府県・政令市の実施状況>

単位：件

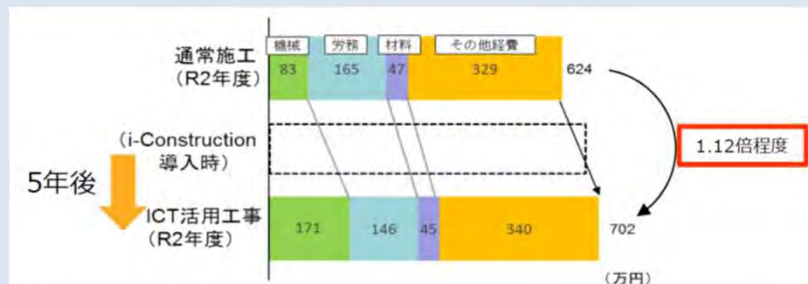
工種	2016年度 [平成28年度]	2017年度 [平成29年度]		2018年度 [平成30年度]		2019年度 [令和元年度]		2020年度 [令和2年度]	
	公告件数	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施	公告 件数	うちICT 実施
土 工	84	870	291	2, 428	523	3, 970	1, 136	7, 811	1, 624
実施率		33%		22%		29%		21%	

- 直轄ではICT施工の実施率が8割に達した一方、直轄工事の中でも地域企業の実施率は約5割、地方自治体におけるICT施工の実施率は3割に満たない状況。
- 地方自治体発注工事を主体する中小企業にICTを普及させるために、施工規模や内容に応じたICT機器の使い分けを明確にし、コストと生産性の両立を実施

- 中小企業においてはコストや人材などの面で必要な初期投資が難しく経験企業が5割となっている。



- ICT施工ではMC機能を持った機械で施工を行い、面管理を行うため、機械経費や間接費が従来施工と比べコストが割高となっている



財務省財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会資料 より

コストと生産性の両立を目指したICT機器の使い分け

〈現状〉
currently

〈最適化〉
optimization

〈効果〉
effect

・ICT建機を現場状況に応じて賢く使い分け

マシンコントロール



中型建機0.8m³級～

施工量(大) マシンコントロール
施工量(小) マシンガイダンス



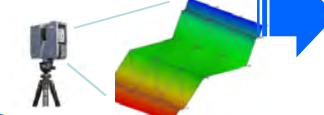
小型建機0.1m³級～

・普及拡大
・コスト縮減

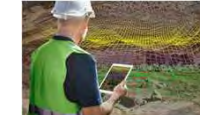
床堀などの出来形計測の必要がない作業は小型建機+MGで行い低コスト化

・出来形管理の最適化

専用機械



汎用機械(スマホなど)



小型構造物では汎用機械を用い出来形計測を低コスト化

コストは従来施工と同等
生産性は2割向上

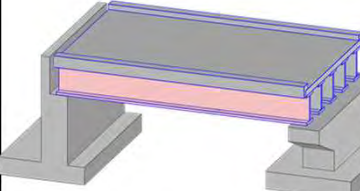
・ICTを賢く使い中小建設業の普及促進

- 令和5年度の小規模を除く全ての公共工事におけるBIM/CIM原則適用に向けて、段階的に適用拡大。**令和3年度は大規模構造物の詳細設計で原則適用。**
- リクワイヤメント**は円滑な事業執行のために**原則適用の上乗せ分**として実施。
- リクワイヤメントの分析を踏まえ、円滑な事業執行のために**どの段階からどのように3次元モデルを活用するか**、業界団体等とも協議の上、**工種別に整理**。
- あわせて、インフラ管理の効率化のために蓄積すべき情報や手法を検討。

原則適用拡大の進め方(案)(一般土木、鋼橋上部)

	R2	R3	R4	R5
大規模構造物	(全ての詳細設計・工事で活用)	全ての詳細設計で原則適用(※)	全ての詳細設計・工事で原則適用	全ての詳細設計・工事で原則適用
		(R2「全ての詳細設計」に係る工事で活用)		
上記以外 (小規模を除く)	—	一部の詳細設計で適用(※)	全ての詳細設計で原則適用(※)	全ての詳細設計・工事で原則適用
		—	R3「一部の詳細設計」に係る工事で適用	

(※)「3次元モデル成果物作成要領(案)」に基づく詳細設計を「適用」としている。

	原則適用	発注者が任意設定 (リクワイヤメント)
調査・計画		
概略設計		
予備設計		
詳細設計	「3次元モデル成果物作成要領(案)」に基づく3次元モデルの作成及び納品  詳細度300 2Dと整合性のある3Dモデル 建築限界等の設計条件含有 等	業務のリクワイヤメント ①設計選択枝の調査 ②リスクに関するシミュレーション ③対外説明 ④概算工事費の算出 ⑤4Dモデルによる施工計画等の検討 ⑥複数業務・工事を統合した 工程管理及び情報共有 円滑な事業実施 ・円滑な協議 ・業務効率化 ・後工程の リスク回避 等
施工	設計3次元モデルを用いた設計図書の照査、 施工計画の検討	工事のリクワイヤメント ①BIM/CIMを活用した監督・ 検査の効率化 ②BIM/CIMを活用した変更 協議等の省力化 ③リスクに関するシミュレーション ④対外説明 円滑な事業実施 ・円滑な協議 ・業務効率化 ・後工程の リスク回避 等
管理		

令和2年度 i-Construction大賞の表彰について

○建設現場の生産性向上(i-Construction)の優れた取組を表彰し、ベストプラクティスとして広く紹介することにより、i-Constructionを推進することを目的に、平成29年度に「i-Construction大賞」を創設。
 ○令和2年度の受賞者として、計26団体(国土交通大臣賞 5団体、優秀賞 21団体)を決定し、授与式を開催。

○工事・業務部門

表彰の種類	団体名	発注地等
国土交通大臣賞	有限会社 高橋建設	高知県
優秀賞	濱谷・山田・真壁経常建設共同企業体	開発局
優秀賞	株式会社鴻池組東北支店	東北
優秀賞	河本工業株式会社	関東
優秀賞	株式会社 興和	北陸
優秀賞	丸運建設株式会社	新潟市
優秀賞	みらい建設工業株式会社中部支店	中部
優秀賞	東亜・大本特定建設工事共同企業体	中部
優秀賞	木下建設株式会社	近畿
優秀賞	宮川興業株式会社	中国
優秀賞	株式会社西海建設	九州
優秀賞	大同建設株式会社	沖縄
優秀賞	特許庁総合庁舎改修(16)機械設備工事ダイダン・新日空・三晃特定建設工事共同企業体	宮城

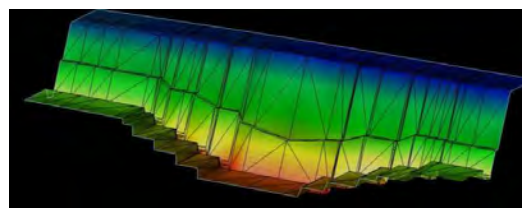
○地方公共団体等の取組部門

表彰の種類	団体名	地域
国土交通大臣賞	富山市	北陸
優秀賞	山口県	中国
優秀賞	兵庫県	近畿

○ i-Construction推進コンソーシアム会員の取組部門

表彰の種類	団体名	本社所在地
国土交通大臣賞	三井住友建設株式会社	東京都
国土交通大臣賞	北海道岩見沢農業高等学校	北海道
国土交通大臣賞	株式会社助太刀	東京都
優秀賞	カナツ技建工業株式会社	島根県
優秀賞	株式会社Liberaware	千葉県
優秀賞	株式会社セトウチ	広島県
優秀賞	株式会社恵PCM	岩手県
優秀賞	前田道路株式会社、三菱電機エンジニアリング株式会社、法政大学	東京都
優秀賞	中央復建コンサルタンツ株式会社	大阪府
優秀賞	清水建設株式会社	東京都

■ 令和2年度 大臣賞受賞団体の取組(例)



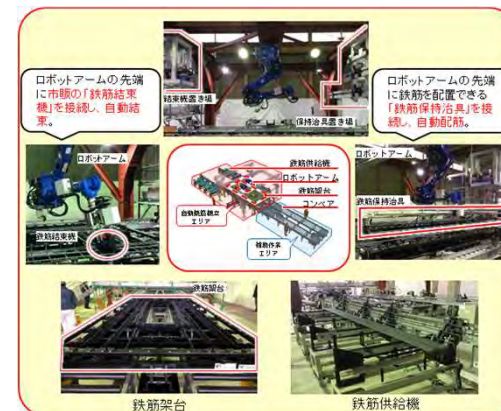
3次元データによる掘削幅、高さ確認【有限会社 高橋建設】



建設現場で働くすべての人を支えるアプリ「助太刀」
【株式会社 助太刀】



i-Construction推進シンポジウムの開催状況(令和元年10月)
【富山市】



鉄筋組立自動化システム『ロボタラス』の開発
【三井住友建設株式会社】

■ 令和2年度表彰式(R3.3.5)



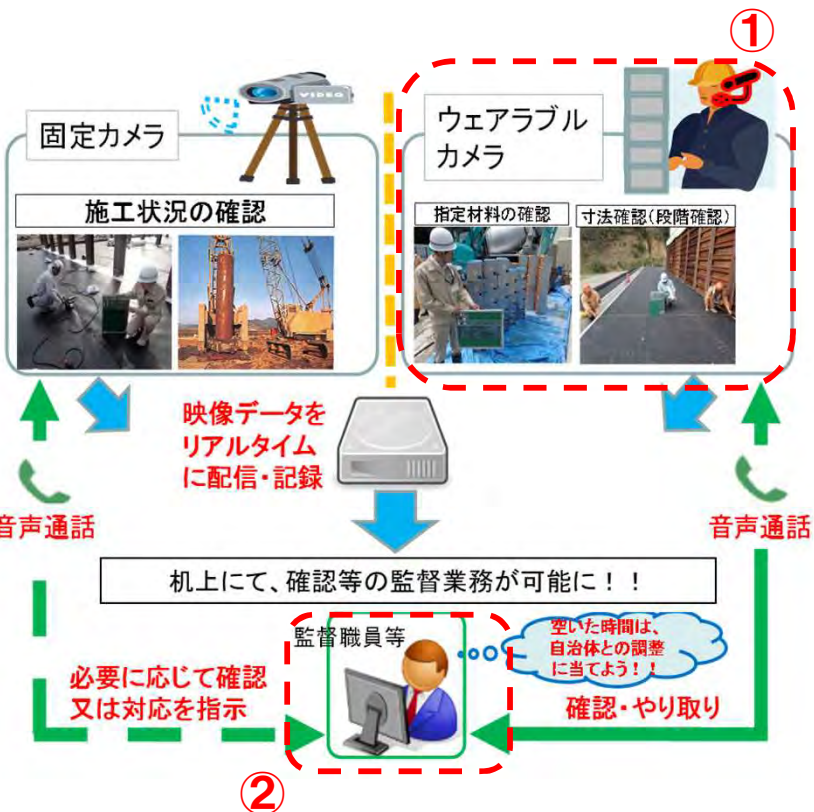
遠隔臨場_概要

- 「建設現場における遠隔臨場の令和2年度の試行方針」を令和2年5月に定め、同年度に直轄工事において計760件の遠隔臨場を実施。
- 「建設現場における遠隔臨場の令和3年度の試行方針」を令和3年3月に定め、試行件数が少ない工種にも取り組むとともに、新型コロナウイルス感染対策として活用することも明記。

概要

立会状況

実施状況



①ウェアラブルカメラ装着状況



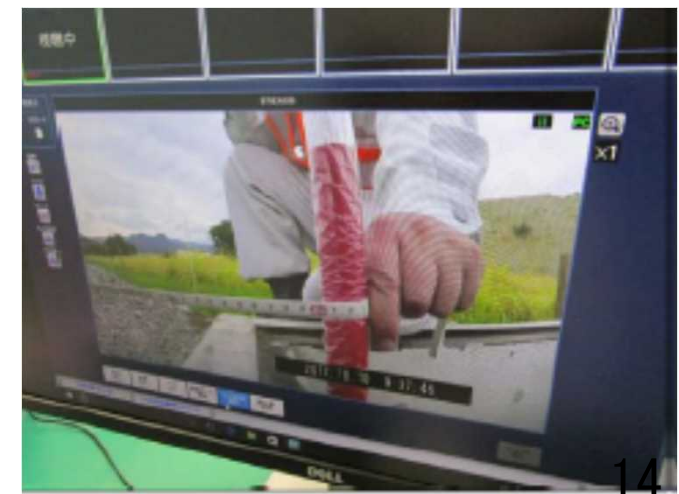
①臨場（受注者）の状況



②詰所でのリアルタイム確認



②監督員（発注者）の確認状況



現地の測定状況をモニターに映す

【効果】

従来、発注者職員が現場に向かい臨場で確認していた事項を、遠隔（リモート）で確認可能。
→人との接触を最小限に抑えることが可能に！

遠隔臨場_令和2年度の実績

遠隔臨場の試行件数について、令和2年9月時点でのN=560件に対して、令和3年3月末時点（R2.4.1～R3.3.31）では、N=760件の試行が確認された。

地方整備局等	内R2実施済
81 北海道	109
82 東北	58
83 関東	129
84 北陸	61
85 中部	113
86 近畿	34
87 中国	94
88 四国	42
89 九州	114
90 沖縄	6
計	760

地方整備局の区別

発注	内R2実施済
本官	203
分任官	557
計	760

本官・分任官の区別

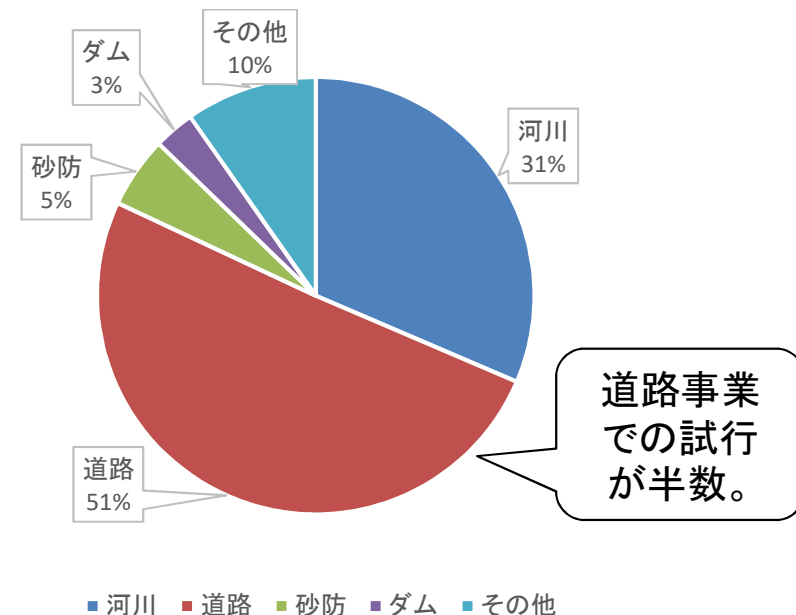
発注区分	内R2実施済
発注者指定	567
受注者希望	193
計	760

発注形式の区別

一般土木	466
アスファルト舗装	42
鋼橋上部	18
造園	2
セメント・コンクリート舗装	1
プレストレス・コンクリート	9
法面処理	15
維持修繕	67
しゅんせつ	5
さく井	1
△機械設備	73
△電気設備	5
△通信設備	22
△建築	3
△港湾	2
□農業	29
計	760

工種の区別

凡例：△土木工事以外の工種
□農業（北海道開発局独自取組）



事業	内R2実施済
河川	239
道路	384
砂防	40
ダム	23
その他	74
計	760

工事区分による区別（上：グラフ）

※中部地整では、業務における遠隔臨場N=3件を実施中

遠隔臨場_要領の一部改正と令和3年度の試行方針

- 令和3年度は、全国で試行を継続し、中間技術検査での活用も試行でチャレンジ。
- 令和4年度に実装を目標。以降、映像データを取得することにより、臨場の頻度を縮減可能か検討を行う。

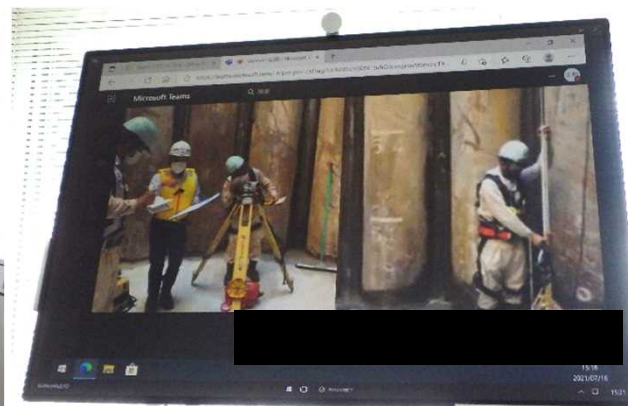
●令和3年度の試行方針

- 対象工事を拡大（・実装に向けた積み上げ ・新型コロナウイルス対策として）
 - ・R2年度に確認できなかった工種（4工種：塗装、グラウト、くい打ち、さく井※）※R2.9時点で確認できていない
 - ・新型コロナウイルス感染対策として、接触を減らす地域の工事
- 試行の種別の考え 【発注者指定型の解釈を拡大】
 - ①新規発注工事 特記仕様書に記載する。
 - ②施工中の工事
 - ア)対象に合致する工事は、受注者に要請して試行。受注者から回答が得られれば設計変更。
 - イ)新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に効果がある場合は、発注者指定型とする。
 - ウ)受注者から希望があった場合は協議により、双方の効果が期待される場合に発注者指定型とする。
 - エ)受注者からの希望があった場合で、ウ)によらない場合は、受注者希望型として試行。
- 費用負担の考え方
 - 【発注者指定型】 試行にかかる費用の全額を負担（機器・通信費等）
 - 【受注者希望型】 試行にかかる費用の全額を受注者負担

- ・関東地方整備局では、令和2年度の中間技術検査等において、27件のWEB検査を実施

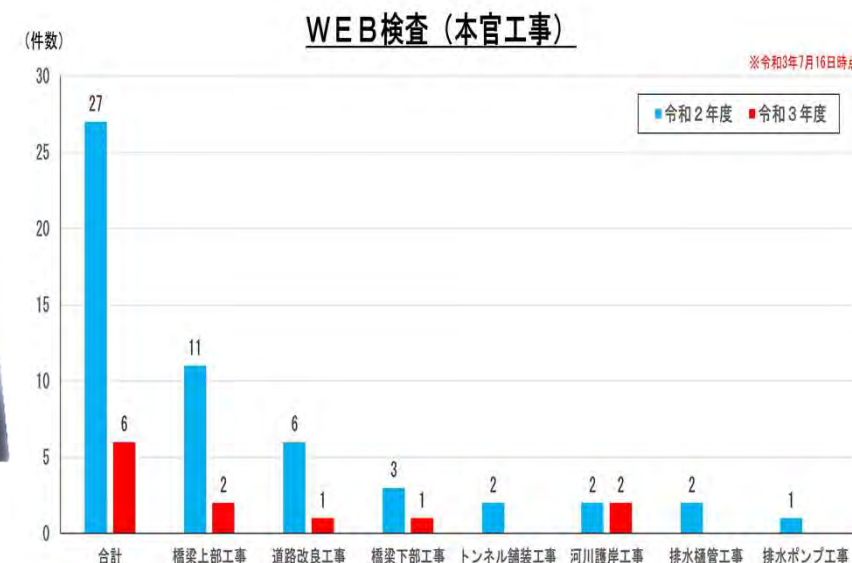


<書面検査>



<現地検査>

WEB検査の状況



（課題）

- ・紙で作成された書類をカメラの撮影画像で確認することから、文字やグラフの判読が困難な場合がある
- ・書類確認や説明に時間を要するため、通常の検査よりも時間を要する。（約1.5倍程度）
- ・通信環境により、配信が不安定になる

（令和3年度の実施予定）

- ① 関東地整以外においても、試行を実施する
- ② 出来映えに対する評価の定量化について、検討する
（3D点群データを活用し、ヒートマップによる評価）
- ③ ペーパーレス化の観点も含め、ASPを活用した電子検査の徹底

3. 盛土の総点検について

令和3年11月
総合政策局公共事業企画調整課

盛土の総点検の進め方及び現在の状況について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- ・ 人家等に影響のある盛土について、土地利用関係各府省（国土交通省、農林水産省、林野庁、環境省）の連名で、都道府県に対し、以下のような作業を行っていただくことを8月11日に通知。
- ・ 都道府県の現場が混乱しないよう、関係府省が連携してサポート。

重点点検対象エリア及び重点点検箇所

- ① 土砂災害警戒区域（土石流）の上流域及び区域内（地すべり、急傾斜）
- ② 山地災害危険地区の集水区域（崩壊土砂流出）及び地区内（地すべり、山腹崩壊）
- ③ 大規模盛土造成地

盛土の把握

- ・ 各地方公共団体等が、許可・届出資料等から確認した盛土
- ・ 盛土可能性箇所データ（国土地理院提供）等から推定される盛土
- ・ その他、各地方公共団体等において点検が必要と考える盛土 等

土地利用制限の権限を有する各地方公共団体等がそれぞれの観点から点検

点検の観点（目視で点検）

- ① 許可・届出等の必要な手続きが行われているか
- ② 手続き内容と現地の状況が一致しているか
（面積、土量等）
- ③ 災害防止の必要な措置がとられているか
（水抜きの有無等）
- ④ 禁止事項に関する確認（廃棄物の有無等）

盛土の総点検の進め方及び現在の状況について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 8/11に都道府県に対し、**関係府省の連名**にて、**盛土の総点検を依頼**。
- 許可・届出資料等の確認から先行的に行いつつ、**9月中旬に全国の総点検予定箇所数を集約**
- 今後、現地確認を本格化し、**年内に点検の暫定とりまとめ**を行い、点検状況等を踏まえ対応方策を検討

- **全国の総点検予定箇所数：3万～4万箇所**
✓ 都道府県あたり平均 約740箇所

※今後の精査により増減があり得る

点検スケジュール

- | | |
|-------|----------------------------|
| 8月10日 | 第1回 関係府省連絡会議
(点検方法の決定等) |
| 8月11日 | 地方公共団体に点検を依頼 |
| 9月中旬 | 全国の点検箇所数のとりまとめ (ナンバリング) |
| 年内 | 点検の暫定とりまとめ |

対応方策の検討

1) 危険箇所の対策 (事業対応)

- 行為者による是正措置を基本に、各省で危険箇所対策 (盛土の撤去、対策工等)、詳細調査等の予算を措置
- 土地利用区分等によらず、同様の支援制度とする

2) 今後の危険な盛土防止 (制度対応)

- 土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策の検討
- 廃棄物混じり土の適正運用



盛土等に関する規制について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

地域名 ※ 1	土地利用区域の名称 ※ 2	土地利用規制	産業廃棄物
都市地域 (約30%)	宅地造成工事規制区域・都市計画区域	宅地造成等規制法・都市計画法	土地利用区域にかかわらず、不法投棄は禁止。
森林地域 (約70%)	地域森林計画対象の民有林 (約70%)	森林法	
	国有林 (約30%)	国有林野管理経営法・森林法	
農業地域 (約50%)	農用地区域 (約30%)	農地法・農業振興地域の整備に関する法律	
	農振白地地域 (約70%)	農地法	
自然公園地域 (約15%)	特別地域 (約80%)	自然公園法	
	普通地域 (約20%)	自然公園法	
自然保全地域 (約0.3%)	原生自然環境保全地域・自然環境保全地域（特別地区） (約80%)	自然環境保全法	
	自然環境保全地域（普通地区） (約20%)	自然環境保全法	
上記以外 (約1%)	ダム湛水地、無人島等		

※ 1 : パーセントは、国土面積に占める各地域の面積の割合。重複しているものを含むため、合計は100%にならない。

※ 2 : パーセントは、各地域内における各土地利用区域の面積の割合。

ただし、自然公園地域、自然保全地域における各土地利用区域の面積の割合は、都道府県条例区域を含まない面積を元に算出

①規制対象について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 各法律において、それぞれの目的の範囲内で開発を規制。
そのため、盛土等が行われる区域や規模等によって、規制対象とならないものが存在。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
法目的	宅地造成に伴う <u>災害の防止</u>	<u>森林の保続培養</u> 、森林生産力の増進	耕作者の地位の安定、国内の <u>農業生産の増大</u>	<u>農業の健全な発展</u>	優れた自然の <u>風景地の保護、利用の増進</u>	<u>自然環境の適正な保全</u>	廃棄物の適正な処理等による <u>生活環境の保全及び公衆衛生の向上</u>
規制対象区域	宅地造成工事規制区域	地域森林計画の対象民有林（保安林以外）	（なし）	農用地区域	国立・国定公園内の特別保護地区、特別地域	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域内の特別地区	（なし）
規制対象行為	宅地造成（盛土等の土地の形質の変更） ※1m以上の盛土、500㎡以上の盛土等が対象	土石の採掘等の土地の形質の変更（土石の集積を含む） ※1ha超が対象	農地を農地以外のものに転用	宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更等	土地の開墾等の土地の形状の変更、土石の集積	土地の開墾等の土地の形質の変更 等	廃棄物の処理 （不法投棄の禁止）
許可権者	都道府県知事等の <u>許可</u>	都道府県知事の <u>許可</u>	都道府県知事等の <u>許可</u>	都道府県知事等の <u>許可</u>	大臣、都道府県知事の <u>許可</u>	大臣の <u>許可</u>	処理業・施設設置は都道府県知事等の許可

②安全性確保のための方策について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 各法律の目的に応じて、盛土等の安全性確保のための許可基準を設定。宅地造成等規制法等では、法令において具体的な技術基準を設定。
- 宅地造成等規制法等では、**工事完了後に完了検査を実施**し、許可基準に沿って安全対策が行われていることを確認。

		都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
		宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
安全性確保のための許可基準		宅地造成に伴う災害の防止 のため、必要な措置を講じていること	森林の災害防止機能維持 の観点から、周辺地域において災害を発生させるおそれがないこと等	周辺の農地の営農条件に支障 を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	周辺の農用地等の耕作・養畜業務に支障 を及ぼす災害を発生させるおそれがないこと	国立公園の風致維持 の観点から、土砂の流出のおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）	自然環境の保全に支障 を及ぼすおそれがないこと（安全性確保を目的としていないことに留意）
	技術基準等	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設に関する 技術基準を規定 （政令）	地盤、擁壁、崖面保護、排水施設等に関する 技術基準を規定 （通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）
施工中の安全性の確認方法		都道府県知事等による 報告徴収・立入検査 が可能	都道府県知事等による 報告徴収・立入調査 が可能	都道府県知事等による 立入調査 が可能	（なし）	大臣、都道府県知事等による 報告徴収・立入検査 が可能	大臣等による 報告徴収・実地検査 が可能
工事後の安全性の確認方法		工事完了後に 都道府県知事等による 完了検査 を実施	工事完了後に都道府県知事等による 完了検査 の実施（通知）	（なし）	（なし）	（なし）	（なし）

③盛土等の安全性に関する責任の所在について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

- 盛土等を行うに際して必要な許可手続や安全基準に関する違反があった場合、実施主体等に対し、**安全確保のための措置命令等**を発出。
- 宅地造成等規制法においては、造成された宅地の所有者等に対し、当該宅地を**常時安全な状態に維持する責務**を規定。

	都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域
	宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法
違反行為	無許可での宅地造成、許可基準違反、完了検査未受検など	無許可での開発行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での転用行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での開発行為、許可条件違反、不正な手段による許可取得	無許可での開発行為、許可条件違反	無許可での開発行為、許可条件違反
命令の相手方	造成主、工事請負人、土地所有者等	開発行為を行う者	農地転用を行う者 工事請負人等	開発行為を行う者	開発行為を行う者	開発行為を行う者
命令内容	工事停止・使用禁止・災害防止措置命令	中止・復旧命令	工事停止・原状回復等の違反是正命令	中止・復旧命令	中止命令、原状回復命令措置命令	中止命令 原状回復命令 措置命令
保全義務	土地所有者等	なし	なし	なし	なし	なし

④罰則について

令和3年9月30日開催
第1回 盛土による災害防止に関する
検討会資料より

●無許可で盛土等を行った場合や、都道府県知事等の命令に違反した場合の罰則を措置。

		都市地域	森林地域	農業地域		自然公園地域	自然保全地域	産業廃棄物
		宅地造成等規制法	森林法	農地法	農業振興地域整備法	自然公園法	自然環境保全法	廃棄物処理法
無許可	対象者	無許可で宅地造成を行った造成主	無許可で開発行為を行った者	無許可で農地転用を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	無許可で開発行為を行った者	不法投棄、無許可営業： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下 法人重課3億円以下 措置命令違反： 懲役5年以下 罰金1,000万円以下
	法定刑	懲役6月以下 罰金30万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役6月以下 罰金50万円以下	【原生自然環境保全地域】 懲役1年以下 罰金100万円以下 【自然環境保全地域内の特別地区】 懲役6月以下 罰金50万円以下	
命令違反	対象者	災害防止措置命令等に違反した造成主、工事請負人、土地所有者等	中止復旧命令に違反した開発行為を行う者	違反是正命令等に違反した農地転用を行う者、工事請負人等	停止復旧命令に違反した開発行為を行う者	中止命令等の命令に違反した者	中止命令等の命令に違反した者	
	法定刑	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下	懲役3年以下 罰金300万円以下 法人重科1億円以下	懲役1年以下 罰金50万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	懲役1年以下 罰金100万円以下	

【参考】条例による罰則の上限は、懲役は2年以下、罰金は100万円以下。

都道府県条例の概要

- 盛土等の開発行為の規制に関する条例を定めている都道府県数は26。
- 規制内容として、盛土造成等の行為に対する許可、土地所有者の同意、完了時の届出、罰則等について定めている自治体が多いが、その内容は自治体ごとに異なる。

主な規制内容

規制内容	都道府県数(全26自治体中)
盛土造成等の行為に対する許可・届出(※1)	25(知事許可等) 1(届出)
土地所有者の同意	26
地元説明会の開催等	12
工事着手時等の届出	23
定期的な施工状況の報告	18
完了時の届出	26
罰則(※2)	26

※1: (一財)地方自治研究機構資料「土砂埋立て等の規制に関する条例(令和3年7月29日更新)」及び各都道府県HP等を元に、盛土等を規制する条例を制定している都道府県を計上。
※2: 違反行為により罰則は異なるが、条例中、最も重い罰則を1～2年以下の懲役、100万円以下の罰金と定めている条例が多い。
注) 各都道府県HPの情報(条例及び条例施行規則)等に基づき整理しており、必ずしも網羅的でないことに留意。

○ ご議論の前提として

- ・ 「危険な盛土」としてどのようなものを対象とするか。（例:崩落の可能性があるもの、崩落により人家等への影響があるもの、廃棄物混じりのもの等）
- ・ 廃棄物がない土は資源として有効利用し、廃棄物混じりの土は分別して廃棄物は適正処理するという土の取扱いについて、どのように考えるか。

○ 既存の危険な盛土に対するハード・ソフト対策のあり方について

- ・ 危険な盛土について、速やかな対応を考えると、行為者による履行を求めるのみでよいのか。
- ・ 緊急性を有する盛土については、今後の豪雨等に備え、一刻も早く対策が必要ではないか。
- ・ 安全性を確保するためにどのような対策が必要か。また、安全性を確認するための措置が必要ではないか。

○ 危険な盛土を防止するための仕組みのあり方について

- ・ 盛土に関する現行法（宅造法、森林法、農地法等）の課題は何か。また、課題を解決するためにどのような対応が必要か。
 - ✓ 規制の対象範囲の観点
 - ✓ 安全性確保措置の観点
 - ✓ 責任の所在と罰則の観点
 - ✓ 地域の実情等を反映する仕組みの観点
 - ✓ その他
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物がないもの）が安全に利用されていくためにどうすべきか。
- ・ 建設工事から発生する土（廃棄物混じりのもの）のマニフェスト管理等の運用をどう徹底していくべきか。
- ・ 盛土への廃棄物の混入を防止するため、どのような対策が必要か。
- ・ 法令に違反する悪質な盛土行為を抑止・対処するには、どのような行政の体制等が必要か。



<事例①>

- 盛土土量：約 8 万 m³
- 関係法令：条例

(状況)

- 平成16年頃に把握し、自治体から行為者に対し条例に基づく措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- 平成24年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- 平成24年に一部に崩壊（写真中央部）し、河川に土砂が流入したため、平成25年に行政代執行法に基づき、河川の改修工事等を実施した。



<事例②>

- 盛土土量：約 2 万 m³
- 関連法令：条例

(状況)

- 平成23年頃に把握し、条例の許可を受けずに盛土を行ったため、自治体から行為者に対し措置命令を実施してきたものの、是正されない状況。
- 平成31年、行為者に対し土砂条例違反で刑事告発し、刑が確定した。
- 災害防止措置もされていない。



<事例③>

- 盛土土量：約 2,000 m³
- 関連法令：条例

(状況)

- 令和3年6月、条例に基づき申請されたが、許可通りの造成内容となっていない。
- 同月、許可権者及び道路管理者から行為者に対し、是正指導（土砂撤去）がなされたものの、撤去に至っていない。
- 令和3年6月の豪雨により、近接する道路に盛土土砂が流出し、道路を横断して民有林にも損傷が発生。

九州・沖縄ブロック 働き方改革と生産性向上の取り組みの推進

R4年度の共通目標（案）

○ インフラDXの普及・拡大に向けて

- ◇土木工事^(※1)のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象^(※2)とする。＜対象工種＞ 土工、舗装（新設・修繕）
- ◇土木工事^(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。
- ◇共通様式でICT活用証明書を発行する。
- ◇簡易型ICT活用工事（土工）における工事成績加点を実施する。
- ◇国、県、政令市合同のインフラDX研修会（ICT施工等）を開催する。【新規】
- ◇遠隔臨場活用効果事例集を作成する。【新規】

○ 週休2日活用工事の普及・拡大に向けて

- ◇災害復旧工事以外の全ての土木工事^(※1)を「週休2日工事」の対象^(※3)とする。
- ◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。
- ◇九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を設定^(※3)する。
〔令和4年度は、8月と11月の2回を予定〕

○ 工事関係書類の様式の統一化に向けて

- ◇土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。^(※4)
〔令和3年度までに、27種類について統一様式へ移行し運用中。〕

○ 建設業の魅力発信の取組拡大に向けて

- ◇災害時の「地域の守り手」としての活動状況や若い担い手の活動等、建設業の魅力を広報する。【新規】

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。

※3：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※4：各機関固有の取り組みのための様式（例えば「県産品の使用状況」等）の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。

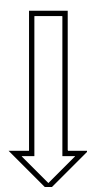
九州・沖縄ブロックR4共通目標の検討経緯と公表予定 (働き方改革と生産性向上の取り組みの推進)

春季 土木・建築部技術次長・技監会議（5月20日）



- ・ R4 共通目標について各機関から提案

春季 土木部長等会議（5月24日）



- ・ 働き方改革と生産性向上に関する共通目標を1年を通じて議論しR4 共通目標を決定公表することを提案

実務者レベル会議（6月～9月）



- ・ 内容について実務者レベルで検討

秋季 土木・建築部技術次長・技監会議（10月27日）

秋季 土木部長等会議（11月17日）



- ・ R4 共通目標の方向性の確認

実務者レベルで詳細内容を調整（11月～2月）



- ・ R4 共通目標の決定

◆令和3年度中にR4 共通目標を公表

九州・沖縄ブロック土木部長等会議 合 意 事 項

地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、発注者として建設業の働き方改革を加速化させることは急務である。

そのため、九州・沖縄ブロックにおける国、県及び政令市で構成される当会議メンバー相互が連携し、「ICT活用工事」及び「週休2日工事」の普及・拡大並びに「工事関係書類の統一化」等を推進させる上で、令和3年度における目標を以下のとおり定め、実現に向け各機関が鋭意努力する。

《九州・沖縄ブロックにおける共通目標》

■ ICT活用工事の普及・拡大に向けて

◇土木工事(※1)のうち、発注規模が一定規模以上の工事を「ICT活用工事」の対象(※2)とする。

＜対象工種＞ 土工、舗装(新設・修繕)【新規】

◇共通様式でICT活用証明書を発行する。

◇簡易型ICT活用工事(土工)における工事成績加点を実施する。【新規】

■ 週休2日工事の普及・拡大に向けて

◇災害復旧工事以外の全ての土木工事(※1)のうち、設計金額が一定額以上の工事を「週休2日工事」の対象(※3)とする。

◇共通様式で週休2日実施証明書を発行する。

◇九州・沖縄ブロックで統一現場閉所日を設定(※3)する。【新規】

〔令和3年度は、11月6日(土)を予定〕

■ 工事関係書類の様式の統一化に向けて

◇土木工事における受発注者の更なる業務効率化を図るため、工事関係書類の様式の統一化を推進する。(※4)

令和2年度より、26種類について統一様式へ移行し運用中。

■ 遠隔臨場活用工事の普及・拡大に向けて【新規】

◇土木工事(※1)における、「遠隔臨場活用工事」を推進する。

※1：原則として、対象とする土木工事とは、関係者の合意が得られたものをいう。

※2：工事箇所が点在する等、ICTの活用が有効でない工事は対象外とできる。

※3：供用を控える等工期に制約がある工事や小規模工事等短期間に完了する工事、及び災害復旧工事等緊急を要する場合は対象外とできる。

※4：各機関固有の取り組みのための様式(例えば「県産品の使用状況」等)の使用は妨げないが、簡素化に取り組むこととする。

九州・沖縄の建設業を もっと働きやすく!

令和3年

11月6日(土)

九州・沖縄の公共工事 統一現場閉所日

九州・沖縄では、建設業の魅力度向上、働きやすい
職場づくりのために11月6日(土)に公共工事をお休みします。
皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

※災害復旧工事などの一部の工事を除きます。



第1回 おおいた 故郷を 守る!! 襲い掛かる災害と 立ち向かう若い力 パネル展示会

開催期間
2021年
11月26日(金)~27日(土)
11:00~16:00 会場:JR大分駅北口広場



大分の建設業では若い力が活躍しています!

国土交通省 大分河川国道事務所 あいさつ

昨年度は、令和2年7月豪雨による記録的な大雨により、県内全域で大きな被害が発生しました。当事務所管内でも、大分川では観測史上最高の水位を記録し、浸水被害が発生しました。国道210号では、法面崩壊など50カ所以上の被害が発生しました。

建設業者の皆様は、豪雨が続く、更なる被害のおそれの中、被災状況の確認や応急復旧等を人知れず懸命に行い、被災箇所の復旧を迅速かつ的確に遂行されました。地域の安全・安心のために、建設業者の皆様が活躍した姿などをご覧頂き、建設業への理解をより一層深めて頂ければ幸いです。



樋口尚弘

大分県建設業協会 青年部会長 あいさつ

私たち建設業は、平時は建物や道路などのインフラの新設・修繕を通じて皆様の便利で快適な生活に貢献していますが、災害発生時には、被災地に消防・警察・自衛隊の救助車両が入って活動が行えるよう道路啓蒙を行ったり、被災者の方が一日も早く元の生活に戻れるよう復旧工事をし、皆様に安全・安心な暮らしを送っていただけるよう日々努力しています。

当展示会では、地域の皆様の生活を陰ながら支えている、建設業の「若い力」にフォーカスを当てています。皆様の生き生きとした表情をぜひご覧ください。



柴田康輔



11/27(土)のみ開催
重機・災害対応車両展示会

試乗・操作体験&記念撮影できます!



未来型ラジコン仕様機登場!

11/26(金)、27(土)
ご来場者には「トミカ」プレゼント

ご来場してアンケートにご協力いただいた方に限りプレゼント。



※数量に限りがございます。

共催…国土交通省 大分河川国道事務所/大分県建設業協会 青年部会
協力…(株)大分建設新聞社/(株)コスモレンタル/(株)大宣/日立建機日本(株)/(株)南陽レンテック
お問い合わせ先 大分県建設業協会 青年部会 TEL:097-536-4800(松本)